

## 令和5年度第1回倉敷市男女共同参画審議会 次第

令和5年7月24日（月）午前10時～  
倉敷市役所 10階大会議室

- 1 委嘱状交付
- 2 開会
- 3 市長あいさつ
- 4 委員自己紹介
- 5 事務局説明
  - (1) 倉敷市男女共同参画審議会について
  - (2) 男女共同参画課、男女共同参画推進センターの概要について
  - (3) 第四次くらしきハーモニープラン（第四次倉敷市男女共同参画基本計画）について
- 6 議事
  - (1) 会長、副会長選出
  - (2) 第四次くらしきハーモニープラン実施計画の令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画について
- 7 その他
- 8 閉会

倉敷市男女共同参画審議会委員（令和5年4月現在）

（五十音順）

期数	氏名	所属・役職等
3	荒井佐和子	川崎医療福祉大学医療福祉学部 准教授
1	荒木政隆	市民公募
1	榎本千晴	連合岡山西部地域協議会 倉敷地域連絡会 執行委員
1	遠藤佑介	JFEスチール株式会社 西日本製鉄所 労働人事部 倉敷労働人事室 室長
4	大澤貴美子	岡山大学グローバル人材育成院 准教授
1	大田和幸	倉敷警察署生活安全課 企画係長
1	仮谷寛志	株式会社山陽新聞社 倉敷本社 常務取締役倉敷本社代表
1	河相祐子	市民公募
1	源内勇人	倉敷市PTA連合会 副会長
1	小山節子	倉敷市民生委員児童委員協議会 監事
2	島田恭子	弁護士（あおば中央法律事務所）
1	杉原清剛	岡山労働局雇用環境・均等室 雇用環境・改善・均等推進監理官
1	田仲学	倉敷商工会議所 青年部 会長
1	田野広子	岡山県男女共同参画推進センター 所長
1	西村美津子	くらしき作陽大学食文化学部 准教授
1	平松智子	倉敷人権擁護委員協議会 委員
3	眞次浩司	倉敷市立短期大学 教授
1	安原朝妃	市民公募
1	横溝敬司	倉敷市小学校長会（倉敷市立老松小学校長）
2	渡邊昌子	倉敷市中学校長会（倉敷市立玉島東中学校長）

（男性9人、女性11人）

## 倉敷市男女共同参画条例（抜粋）

平成12年12月22日条例第43号

最終改正 平成25年12月26日条例第53号

### 第4章 倉敷市男女共同参画審議会

（設置等）

第29条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、倉敷市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議するものとする。

- （1）基本計画の策定及び変更に関すること。
- （2）DV防止計画の策定及び変更に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、施策の基本的事項及び重要事項

3 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について市長に意見を述べることができる。

（組織等）

第30条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- （1）学識経験者
- （2）関係行政機関の職員
- （3）関係団体から推薦された者
- （4）事業者から推薦された者
- （5）市民

4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第31条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第32条 審議会は、必要に応じて専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

## 男女共同参画課、男女共同参画推進センターの概要

### 1 概要

性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮して、いきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現を目指して、令和3年4月を始期とする「第四次くらしきハーモニープラン（第四次倉敷市男女共同参画基本計画）」により、男女の対等なパートナーシップ形成、ワーク・ライフ・バランス、女性に対する暴力の根絶、女性活躍推進等のこれまでの取組を継承しながら、多様性への理解・尊重がなされる社会の実現等に向けて取り組んでいく。

### 2 事務分掌

#### (1) 男女共同参画課

- ア 男女共同参画に係る総合的な調査、企画及び推進に関すること。
- イ 男女共同参画の総合調整に関すること。
- ウ 男女共同参画審議会に関すること。
- エ 男女共同参画推進センターに関すること。
- オ 男女の人権に関すること。
- カ 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

#### (2) 男女共同参画推進センター

- ア 男女共同参画社会の形成に係る学習及び啓発に関すること。
- イ 男女共同参画社会の形成に係る情報の収集及び提供に関すること。
- ウ 男女共同参画社会の形成に係る交流の促進及び市民活動の支援に関すること。
- エ 男女共同参画社会の形成に係る相談に関すること。
- オ 男女共同参画社会の形成に係る調査及び研究に関すること。
- カ 男女共同参画社会の形成に係る総合調整に関すること。
- キ 男女共同参画推進センターの施設使用の管理に関すること。
- ク ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護に関すること。
- ケ 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な事項に関すること。

### 3 業務内容

#### (1) 男女共同参画課

##### ア ぐらしきハーモニーフェスタの開催

性別にかかわらず誰もが、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、第四次ぐらしきハーモニープランに基づき、講演会、展示等を開催する。

##### イ 高梁川流域女性活躍推進事業の開催

###### (ア) 高梁川流域女性活躍推進マルシェ開催事業

高梁川流域における女性活躍を推進するために、女性の活躍をテーマにしたセミナー、マルシェ、ワークショップ、パネル展示等を開催する。

###### (イ) 高梁川流域女性の再就職支援講座事業

様々な困難・課題を抱える女性を対象として、将来の就労につなげる研修プログラム等を実施する。

##### ウ 男女共同参画推進地域リーダー育成セミナーの開催

地域支援活動を既に行っている方を対象に、多様な人材が主体的に地域活動に参画できる環境づくりを目的として、男女共同参画の機会や多様性を尊重した地域づくりの実践事例等を内容とした講座を開催する。

##### エ 男女共同参画推進事業所の認定

市内事業所における男女共同参画を推進するため、ダイバーシティやワーク・ライフ・バランスの推進、女性の活躍推進等に積極的に取り組む事業所を認定する。

##### オ 情報誌「WITHテリア」の発行

男女共同参画社会の実現を目指すための情報誌として、公募の市民委員とともに編集を行い、年1回、3月に発行する（令和4年度13,000部発行）。

#### (2) 男女共同参画推進センター（ウイズアップぐらしき）

開館時間 9時～17時30分

休館日 月曜日、国民の祝日(月曜日が祝日に当たる場合は、その次の平日)、年末年始

##### ア ぐらしきハーモニーセミナーの開催

第四次ぐらしきハーモニープランの計画期間（令和7年度末）を展望しながらセミナーを実施するもので、ハーモニープランの11の重点目標にちなんだテーマに沿ったセミナーを年8回程度開催し、男女共同参画に関する市民意識の向上、醸成を図る。

イ デートDVに関する研修会等への講師派遣

高梁川流域の7市3町にある高等学校等が実施する学生又は保護者を対象に実施するデートDVに関する研修会等へ、講師を派遣する。

ウ 男女共同参画を推進する団体の活動支援

センター登録団体等（31団体）の活動拠点として支援を行うとともに、登録団体の自立支援及び市との協力体制を図るため、団体自ら企画・運営を行う事業委託を実施する（令和4年度9団体へ事業委託）。

エ 相談業務

一般相談のほか、高梁川流域配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者の相談・支援を行う。

(ア) 電話・面接相談（火～土 9時～17時30分）

(イ) 専門相談

女性の弁護士による法律相談（月2回）

心理カウンセリング（月1回）

DV被害者等が置かれている状況や気持ちを客観的に理解し、精神的負担を軽減することを目的として、臨床心理士による心理相談を実施する。

(ウ) 相談件数

	元年度			2年度			3年度				4年度			
	電話	面接	法律	電話	面接	法律	電話	面接	法律	心理	電話	面接	法律	心理
件数	1,487	265	115	1,511	220	115	1,693	243	112	25	1,458	193	101	25
合計	1,867			1,846			2,073				1,777			
DV	783			784			866				397			

※DVの件数は合計の内数